

# ○鈴鹿工業高等専門学校気象等の警報又は特別警報発令の場合における休業の取扱いについて

〔平成16年4月1日〕  
校長 裁定  
最終改正令和7年9月10日

## 鈴鹿工業高等専門学校気象等の警報又は特別警報発令の場合における休業の取扱いについて

1 気象官署から鈴鹿市に以下に示す気象等の警報4項目又は特別警報6項目（以下、「警報又は特別警報」という。）が発表された場合、学生が在籍している時は、今後の天気予報等も参考にして授業等の続行・中止を判断し、待機、下校又は避難等を指示すること。

警 報 大雨警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報

特別警報 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、  
高潮特別警報

2 朝6時の時点で鈴鹿市に警報又は特別警報が発表されている場合は、同日は臨時休業とし、授業予備日等に振替授業を行う。

朝6時の時点で、鈴鹿市に警報又は特別警報が発表されていないが居住する市町村に発表されている場合は、自宅で待機すること。その後、警報又は特別警報が解除された場合は、安全に留意した上で速やかに登校すること。なお、この場合の自宅待機については「公的理由等による欠席の取扱基準」により取扱うものとする。

登校又は下校の途中で警報又は特別警報が発表された場合は、状況を判断して、帰宅するか、登校して校舎内で待避するか臨機の処置を取ること。（登校して校舎内で待避する場合は、その旨教務係に届出ること。登校途中で帰宅も出来ない、登校も出来ないような場合は、安全と思われる方法で避難した後、なるべく早い方法で自宅又は学校にその旨を連絡すること。）

### 附 記

この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 記

この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 記

この取扱いは、令和 5 年 8 月 2 日から施行する。

### 附 記

この取扱いは、令和 7 年 9 月 1 0 日から施行する。